



令和6年2月5日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年12月1日付5主徴計第578号により、当審議会に対して諮問された「地方税の徴収事務（収入管理） 特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「地方税の徴収事務（収入管理） 特定個人情報保護評価書（案）」について

## 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の徴収事務（収入管理） 特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

なお、次期税務基幹システムによる地方税の賦課徴収に関する事務全般については、評価書番号31により既に特定個人情報保護評価を終えたところである。ただし、次期税務基幹システムは令和9年1月に稼働を開始する予定のため、それまでの間は、現行システムにより地方税の賦課徴収事務を行う。現行システムにおける評価対象事務については、所定の時期を迎えるものから、順次評価の再実施を行う。

## 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の徴収事務（収入管理）（以下「本件事務」という。）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

### 1 委託の取扱いについて

- (1) 本件事務が数百万人の納税義務者の情報を取り扱っており、大規模な業務と言えることに鑑みると、本件事務について委託の必要性は高いと考えられる。一方、委託は情報の漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 本件事務については、委託先及び再委託先への管理監督は適正であり、リスクが軽減されていることが確認できた。
- (3) 他方、他の自治体の税務事務において、委託元に無断での再委託や委託先からの情報の漏えい等が発生していることから、納税者の不安を払拭するためにも、都でも引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。

## 2 住民基本台帳ネットワークシステムの適正利用について

本件事務については、住所調査のため住民基本台帳ネットワークシステムの検索により個人番号を表示することが法令上認められており、その使用者数は500人以上と、他の事務と比較しても大規模である。

本件事務については、現状において、個人番号を表示しないよう主税局徴収部長通達が発出され、教育・啓発が適切に行われていることが確認できたが、昨今、内部不正による情報の漏えいや個人情報関連の事故が全国的に多数報じられていることを踏まえた対応が必要である。

については、引き続き監査等を適正に運用するとともに、研修の内容を充実させるなど、より効果的な啓発手法の検討に努めること。

## 3 評価書等の点検・整備・活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

### 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和5年12月1日	諮問
令和5年12月21日、26日及び令和6年1月9日	本評価書案概要説明・審議 (第77回特定個人情報保護評価部会)
令和6年1月17日	審議(第78回特定個人情報保護評価部会)
令和6年2月5日	「地方税の徴収事務(収入管理) 特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃